破産手続廃止

平成２２年（フ）第１０６８号
福岡市中央区舞鶴２丁目１番10号
破産者　株式会社シング
１　決定年月日　平成23年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０６４号
福岡市中央区天神１丁目11番17号福岡ビル地下
破産者　有限会社やましろ
１　決定年月日　平成23年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４３９号
福岡県大野城市緑ケ丘４丁目８番１号
破産者　末次建設株式会社
１　決定年月日　平成23年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９８５号
福岡市早良区大字西1055番地８
破産者　株式会社創建金属
１　決定年月日　平成23年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３６６３号
札幌市北区新琴似11条６丁目４番８号
破産者　株式会社幸栄
１　決定年月日　平成23年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０１号
栃木県那須塩原市埼玉６番地1061　県営稲村住宅４―44号
破産者　菊地マユミ
１　決定年月日　平成23年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第７０３号
埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野東１丁目２番地13
破産者　有限会社オフィス・ワークサービス
１　決定年月日　平成23年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４６７号
埼玉県熊谷市葛和田650番地
破産者　株式会社ビジネスコンサルティング
１　決定年月日　平成23年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第７号
東京都八王子市南大沢５丁目３番地３―314
破産者　永吉　功一
１　決定年月日　平成23年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第５２号
長野県飯田市鼎下茶屋1012番地２
破産者　南信ビジネス株式会社
１　決定年月日　平成23年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第１６７号
三重県亀山市南野町10―７　グランドコート亀山マンション814、住民票上の住所奈良県桜井市大字吉備25番地の19
破産者　熊谷　祐二
１　決定年月日　平成23年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４８７号
岡山市中区藤崎564番地の３
破産者　株式会社ＺＥＲＯ’ｓコンストラクション
１　決定年月日　平成23年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７５５号
広島市中区上幟町２番45号
破産者　新田電機株式会社
１　決定年月日　平成23年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第８５号
広島県庄原市東城町川西464番地の15
破産者　寺西建設株式会社
１　決定年月日　平成23年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第４０号
長野県岡谷市湊５丁目12番41号
破産者　株式会社湖南商会
１　決定年月日　平成23年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第７３４号
愛知県碧南市照光町２丁目41番地
破産者　三友開発株式会社
１　決定年月日　平成23年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第９０号
熊本県球磨郡あさぎり町岡原南390番地
破産者　有限会社西田工務店
１　決定年月日　平成23年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所人吉支部

破産終結

平成１１年（フ）第２２１号
福島県白河市字高山西162番地21
破産者　株式会社エフ・アール・イー
１　決定年月日　平成23年３月28日
２　主文　本件破産を終結する。
３　理由の要旨　最後の配当を終り、債権者集会は破産管財人の任務終了による計算を承認し、終結した。
福島地方裁判所第１民事部

破産手続終結

平成２２年（フ）第２８号
大分県佐伯市本匠大字波寄2716番地
破産者　有限会社スガ建設
１　決定年月日　平成23年３月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２１年（フ）第２２６号
釧路市新富士町５丁目３番12号
破産者　株式会社キムラ企画
１　決定年月日　平成23年３月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１３１号
愛知県一宮市浅野字上土池18番地
破産者　株式会社たけ乃子屋
１　決定年月日　平成23年３月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部